

事業主の皆さんへ 公正な採用選考をお願いします

人権問題についての正しい理解・認識と、応募者の適性と能力に基づいた公正な採用選考の実施をお願いします。

次のいずれかに該当する事業所などは公正採用選考人権啓発推進員の設置対象となります。

- ▷ 従業員の数が30人以上である事業所
- ▷ 従業員の数が30人未満であっても、過去に就職差別事件などを起こしたことがある事業所
- ▷ 労働者派遣元事業所、民営職業紹介事業所

※ 推進員の選任(変更)を行った場合は、事業所を管轄する公共職業安定所長への報告が必要です。

問 産業振興課 (内線236)

児童手当の現況届をお忘れなく

児童手当を受給している方は、6月中に「現況届」を提出してください。受給している方には6月上旬に案内を送付しますので、同月中に手続きをしてください。手続きをしないと、受給資格のある方でも6月分以降の手当が受けられなくなります。

提出方法

同封の返信用封筒にて子育て支援課宛に郵送で提出するか、下記日程の通り受け付けを行いますので、直接提出してください。

※ 外国人の方はパスポートの確認が必要です。窓口で直接提出してください。

受付日程

期 日	時 間	場 所
6月1日(水)～ 30日(木)の平日	午前8時30分～午後5時15分	子育て支援課
6月16日(木) 17日(金)	午後5時30分～7時	文化プラザ・ 展示室

児童手当の認定請求について

児童手当を受給するためには、認定請求の手続きが必要です。出生・転入の際に手続きをしていないため手当を受給していない方は、子育て支援課または支所で手続きをしてください。

手当は申請した翌月分から支給されます。ただし、支給事由(出生や転入など)が発生した月と申請した月が異なる場合は、支給事由の発生した日の翌日から15日以内に手続きをすると、申請した月分から受給できます。

問 子育て支援課 (内線154)

福祉医療費助成制度

福祉医療費助成制度は、福祉の向上と健康増進を図るため、医療費の自己負担分(1～3割)の全額または一部を助成するものです。ただし、保険診療分以外のもの(入院の際の食事代、部屋代、診断書などの文書料)は助成の対象外です。県内の医療機関を受診するときは、保険証と受給者証を窓口で提示してください。県外の医療機関では受給者証が使用できないため、後日かかった医療費を返還する手続きを行ってください。

助成を受けるには、あらかじめ申請が必要です。下記に該当する方は、福祉課または子育て支援課で手続きをしてください。

■自己負担分が全額助成される方

重度心身障害者福祉医療…いずれかの手帳をお持ちの方

▷ 身体障害者手帳1級・2級・3級

▷ 療育手帳A1・A2・B1

▷ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級(所得制限あり)

▷ 戦傷病者手帳と身体障害者手帳4級の両方

乳幼児等福祉医療…中学校3年生までのお子さん

母子家庭等福祉医療…母子家庭のお母さんとそのお子さん、または両親のいない家庭のお子さん(※)

父子家庭福祉医療…父子家庭のお父さんとそのお子さん(※)

※ お子さんの年齢が18歳に到達した後の3月31日まで

■自己負担分の1/2が助成される方

自立支援医療(精神通院)支給認定者 (適用を受けてから受診した分の医療費が対象)

問 ▷ 重度心身障害者福祉医療・自立支援医療…福祉課障がい福祉係 (内線167)

▷ 乳幼児等・母子家庭等・父子家庭福祉医療…子育て支援課家庭児童係 (内線154)